

| | 有価証券の所在場所 | 課税区分 | 課税売上割合の分母への算入金額 |
|-------------------|-----------|------|-----------------|
| 株式・債券 | 国内 | 非課税 | 譲渡対価の額の5% |
| | 国外 | 不課税 | - |
| 株券の発行がない株式の場合(注1) | 内国法人 | 非課税 | 譲渡対価の額の5% |
| | 外国法人 | 不課税 | - |

(注1) その譲渡にかかる事務所等の所在地により判定

【償還の場合】

| | 有価証券の所在場所 | 債務者(発行体) | 課税区分 | 課税売上割合への算入金額 |
|----|-----------|----------|--------|--------------|
| 債券 | 国内 | 居住者 | 非課税 | 償還差益の額(注2) |
| | | 非居住者 | 免税(注3) | |
| | 国外 | 居住者 | 非課税 | |
| | | 非居住者 | 免税(注3) | |

(注2) 償還差損が生じた場合には控除

(注3) 償還差益を対価とする国債等の取得で債務者が非居住者であるものは輸出取引とみなされます。また、課税売上割合の計算上、分母分子に計上します。

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



消費税編

Q1

株式および債券を譲渡等した場合の消費税の取り扱いについて教えて！

A1

国内で事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等政策上の配慮から非課税

となるものがあり、有価証券の譲渡は非課税となります。具体的には、株式や債券を譲渡した場合、上表の通り、株式の所在場所

で取り扱いが異なります。債権については償還した場合、下表の通り、譲渡と取り扱いが異なることとなります。

Q2

有価証券の譲渡を複数回行ったことにより、通常の課税期間に比べて非課税売上が増加しました。結果、課税売上割合が著しく下がったことで、消費税の計算上、控除できる仕入税額が少なくなり、納付税額が増加しました。本来の課税売上割合ではなく課税売上割合に準ずる割合を使用できる場合があるのですが、内容を教えてください。

A2

個別対応方式を適用する場合に、長期の末日までに税務署長の承認を受けておく必要があります。

おいて、本来の課税売上割合に代えて合理的に算定された割合、すなわち課税売上割合に準ずる割合を使用することも認められています。ただし、適用を受けるためには、納税地を所轄する税務署に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出して、適用を受けることとなります。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

・従業員割合(使用人数、従事日数)
 ・事業部門ごとの課税売上割合
 ・床面積割合
 ・取引件数割合
 なお、課税売上割合に準ずる割合の適用を求めようとする場合には、やめようとする課税期間の末日までに「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
 そのほか、同様の規定として、たまたま土地の譲渡があった場合に使用できる課税売上割合に準ずる割合もありますが、有価証券の譲渡があった場合には適用できないこととされています。その理由としては、有価証券の譲渡があった場合には課税売上割合の計算上、その対価の5%相当額を計上すればよいこととされ一定の手当てがされているため、土地の譲渡があった場合とは異なる取り扱いとなります。

【例示】合理的な基準